



関東運輸局

令和 7 年 1 月 2 9 日

更新 令和 7 年 5 月 1 4 日

スマホ等で申請書を作成できるようになります！

～「登録手続き申請書メーカー」の運用開始（一部機能追加）～

関東運輸局は、令和 7 年 2 月 6 日（木）より管内の一部運輸支局・自動車検査登録事務所にて、スマホ等で申請書を作成できるようにするための「登録手続き申請書メーカー」を設置し、運用を開始します。

1. 概要

国土交通省では、自動車保有関係手続きに係る申請者の利便性をより一層向上させるため、自動車検査登録手続きのデジタル化に向け取り組んでいるところ、令和 6 年度に関東運輸局管内の一部において、「登録手続き申請書メーカー」の利用を開始いたしました。

2. 登録手続き申請書メーカーとは

申請書に必要な事項を手書きで記入する代わりに、スマホ等から Web 上の入力フォームに入力し、窓口の二次元バーコードリーダーにかざすだけで申請書が印刷されます。

なお、電子車検証をお持ちの方は、IC タグに格納された車検証情報をスマホで読み込むことで入力を省力化することができます。（5 月 1 9 日稼働予定）

※手続きの概要は、別紙 1「手続き概要フロー図」をご参照ください。

3. 対象手続き・実施場所等

○対象手続き：自動車（軽自動車を除く）及びバイク（250CC 以下を除く）に係る次の手続き

- ・ 所有者及び使用者の変更（移転登録・変更登録）
- ・ 氏名、住所及び使用の本拠の位置の変更（変更登録）
- ・ 一時的な使用中止（一時抹消登録・自動車検査証返納）

※移転・変更登録との複合申請にも対応

- ・ 輸出予定の届出（輸出抹消）
- ・ 車検証を紛失・盗難・毀損したときの再交付（自動車検査証再交付）
- ・ ローンの完済／リースアップ（所有権留保の解除）
- ・ 予備検査、継続検査

○実施場所：

- ・ 運輸支局：東京、神奈川、千葉、栃木、山梨
- ・ 自動車検査登録事務所：土浦、佐野、野田、習志野、袖ヶ浦、熊谷、春日部、所沢、足立、練馬、多摩、相模、湘南

※東京運輸支局は耐震補強工事終了後（本年 7 ～ 8 月頃）、稼働開始予定

○入力フォームへのアクセス：スマホで二次元バーコードを読み込みご確認ください。

パソコンの場合はこちら。（<https://formaker.publicserviceplatform.com/>）

【お問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部管理課 玉井、森 電話番号：045-211-7253



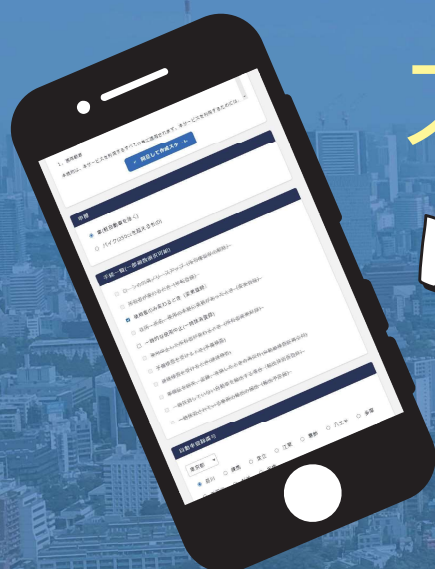
自宅で事前に

手書き不要

時間短縮

登録手続き申請書メーカー

関東運輸局管内の一部運輸支局・事務所にて実施



スマホで申請書を
らくらく
作成▶

読み込みはこちら



3ステップで申請書作成



ステップ1
スマホで情報入力



ステップ2
二次元バーコードを
リーダーにかざす



ステップ3
申請書を窓口へ提出

実施場所や対象手続については、二次元バーコードもしくは下記URLを読み込んでご確認ください。
パソコンでの作成も可能です。 <https://formaker.publicserviceplatform.com/>

問合せ先：045-211-7253（関東運輸局自動車技術安全部管理課）



関東運輸局

別紙1 手続き概要フロー図

電子車検証をお持ちでない方



「登録手続き申請書メーカー」に
スマホ・PCでアクセス



必要事項を入力

電子車検証をお持ちの方



「登録手続き申請書メーカー」に
スマホでアクセス
ICタグ読込対応機種等は
車検証閲覧アプリに準じます



電子車検証のICタグを読み込み、
必要事項を入力
一部項目の入力を短縮できます

自宅又は運輸支局・事務所
ご自宅で事前に二次元バーコードの発行（作成）が可能です



発行された二次元バーコードを
リーダーにかざす



申請書が印刷される
※申請書を窓口にお持ちください

運輸支局・事務所